

東海村JCO臨界被ばく事故裁判

10月2日 第3回控訴審開かれる

大泉夫妻の胸を打つ意見陳述 証人採用は認められず裁判官を忌避

10月2日、東海村臨界被ばく事故裁判の第3回控訴審が東京高等裁判所822号法廷で開かれた。傍聴席はほぼ原告（控訴人）の支援者で満席になった。

裁判は、前回裁判所が指示したとおり、まず原告側の意見陳述から行われた。トップに立った原告の大泉恵子さんは、PTSDのために裁判も初めは全く行くことができなかった。発作を起こす可能性もあったが主治医の今村医師先生が証言されるため、初めて法廷に参加した。そのときJCOの弁護士から「あそこに平然と座っている女のどこがPTSDなんだ」と言われ、しっかりしなくてはと思ったこと等を述べた。最後に裁判官に「大企業の言うことばかりでなく一市民の声に耳を傾けて公正な判決をお願いします」と訴えた。意見陳述は短いながらも、恵子さんの凛とした姿とその内容は傍聴人の胸を打ち、裁判長も時々うなずきながらしっかりと聞いているように見うけられた。

続いて、大泉昭一さんの意見陳述が行われた。JCO側は、昭一さんが自ら進んでマスコミに弁当を配ったり、宿として工場を貸したりしたためにストレスが生じたのであり、ストレスの原因はJCO事故ではなく昭一さんの自己責任によるものだと主張していた。昭一さんは、弁当や宿のことが全く事実と反しているとして、具体的に反論した。

続く原告側の伊東弁護士は、改めて事故が皮膚の悪化をもたらしたこと、確率的影響と確定的影響のICRPの二分論、しきい値論は松谷訴訟判決を初めとして数々の判決で否定されていることを主張した。最後に海渡弁護士は恵子さんの証人として、医師と事故当時一緒に働いていた同僚を改めて証人採用するよう裁判所に強く迫った。

裁判長は、原告側準備書面（8）と（9）、JCOの準備書面（3）を採用すること等を述べ、その場で左右の裁判官となにやら相談を始めた。そして、証人について「採用してもJCO側は反対尋問をしないとっており、裁判所も書証で信用性が低いとは考えていない。そのため証人は採用しない」と述べた。これに対して海渡弁護士がすかさず「裁判官3名を忌避します」と宣言した。裁判長は「忌避されたので、閉廷します」と述べ、この日の裁判は終了した。裁判官の忌避を申し立てたので、次回期日は決まっていない。

法廷終了後に報告会がもたれ、弁護士から忌避の問題などについて説明があった。今後、東京高等裁判所で忌避の審査がなされる。忌避が認められるのは極めてまれだが、結論がでるまで、主張の内容を深めていく必要が述べられた。また、裁判所に対して証人を採用するようハガキを出すことが決まった。「支援する会」はさっそくハガキ行動を呼びかけている。是非協力していこう。（J）

ハガキの宛先 〒100-8933 東京都千代田区霞が関1-1-4
東京高等裁判所第2民事部